

農業用ハウスリース型

第 1 事業の目的

資材費等の高騰による農業用ハウスの整備費の増加が、経営の圧迫や規模の拡大を阻む要因となっている。そこで、ハウス（育苗ハウス及び水田園芸品目を除く）や果樹棚等（以下、「農業用ハウス」という。）のリース又は賃貸により担い手の初期投資の軽減を図り、販売額 1,000 万円以上の地域や産地を支える中核的な経営体を育成する。

第 2 事業の内容

リース又は賃貸する農業用ハウス（以下「農業用リースハウス」という。）の整備費用の一部を助成する。

第 3 定義

本事業でいう国庫補助事業は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）及び持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）とする。

第 4 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 農業協同組合
- (3) 農農業公社
- (4) 民間事業者（定款の事業目的に賃貸事業を規定している法人）

第 5 補助対象経費等

1 補助対象経費（事業費）

(1) 国庫補助事業活用

補助対象経費（事業費）は、国庫補助事業を活用してリース又は賃貸する農業用ハウス本体とその施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備した経費とし、リース契約に係る諸費用を加えた額とする。なお、諸費用には金利及び保険料は含めない。

(2) 国庫補助事業非活用

補助対象経費（事業費）は、リース又は賃貸する農業用ハウス本体とその施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備した経費とし、リース契約に係る諸費用を加えた額とする。なお、諸費用には金利及び保険料は含めない。

(3) 共通事項

付帯設備は、農業ハウス本体と一体的に整備する場合に限り灌水設備や養液システム等栽培に要する設備・装置を整備することができるものとする。ただし、ハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とする。

なお、ハウス等施設整備にあたっては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び施設を設置する市町村の火災防止条例等に従うとともに、気象災害に強い施設づくりを進めるため、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入しなければならない。

2 補助率

(1) 国庫補助事業活用

補助率は補助対象事業費の 1/4 とし、補助率を乗じて得た金額のうち 1 円未満は切り捨てとする。

(2) 国庫補助事業非活用

補助率は補助対象事業費の1/3とし、補助率を乗じて得た金額のうち1円未満は切り捨てとする。ただし、市町村等から補助対象事業費の1/3の助成（1円未満の端数は切り捨て取とする）を受けることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限る。

第6 事業実施の要件

- 1 事業費が少額ではなく、十分な事業効果が見込めるもの。
- 2 事業実施主体は、交付決定後1年以内に美味しまね認証を取得すること。

第7 リース契約及び賃貸借契約について

本事業の対象とするリース契約及び賃貸借契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 リース契約（契約期間満了後ハウスを貸主に無償譲渡する契約）

(1) リース契約に係る基本的事項

事業実施主体と借受者との間において、リース契約の目的、期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、リース期間終了後の当該施設の取扱い、目的外使用の禁止、瑕疵担保、保守・修繕の方法、免責事項等について明記された書面によるリース契約を締結すること。

(2) リース期間

リース契約の期間は8年以上とする。

(3) リース料

年額リース料は原則として「(リース物件価格－残価(残価設定がある場合)－リース料軽減に資する全ての補助金＋管理料(リース契約期間中の固定資産税・保険料・金利手数料・消費税等)) / リース契約年数」により算出される額以内であることとする。

2 賃貸借契約（契約期間満了後ハウスは貸主に返却する契約）

(1) 賃貸借契約に係る基本的事項

事業実施主体と借受者との間において、契約の目的、期間、賃貸料、賃貸料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、瑕疵担保、保守・修繕の方法、免責事項等について明記された書面による賃貸借契約を締結すること。

(2) 賃貸料

年額賃貸料は原則として「事業実施主体負担額(消費税仕入控除額を除く整備費相当額－賃貸料軽減に資する全ての補助金) / 処分制限期間年数＋年間管理料」により算出される額以内であることとする。

第8 成果指標及び目標年度

本事業の成果指標は交付要綱第4に基づきリース等施設で営農する借受者の経営状況とし、その目標年度はリース契約又は賃貸借契約した年度の5年後とする。

第9 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、次のとおりとする。

1 市町村が事業実施主体の場合

事業実施主体は、交付申請書(様式第1号)に実施計画書(農業用ハウスリース型様式1号の1)を添付し、農林水産振興センター等を通じて知事に提出する。

2 国庫事業の事業実施主体及び農業協同組合並びに農業公社が事業実施主体の場合

- (1) 事業実施主体は、実施計画書（農業用ハウスリース型様式1号の1）をリース等施設の整備予定地の所在する市町村長に提出する。
 - (2) 市町村長は当該実施計画が事業の目的に合致していると判断した場合は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウスリース型様式1号の1）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出する。
- 3 民間事業者が事業実施主体の場合
- (1) 借受者は、実施計画書（農業用ハウスリース型様式1号の2）をリース等施設の整備予定地の所在する市町村長に提出する。
 - (2) 市町村長は当該実施計画が事業の目的に合致していると判断した場合は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウスリース型様式1号の2）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出する。
- 4 計画の変更
- 事業実施主体（民間事業者が事業実施主体の場合は借受者とする。）は、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業実施主体別に第9の1～3に準じて行い、その承認申請は、変更承認申請書（様式第3号）に変更計画書（農業用ハウスリース型様式1号の1又は2）を添付して行うものとする。
- 5 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

第10 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第8に基づき、補助金実績報告書（様式第6号）に実績報告書（農業用ハウスリース型様式第1号の1又は2）を添付して提出するものとする。
- (2) 当該実績報告書は、第9の1～3に定める事務手続きに準じ、速やかに提出するものとする。

第11 事業達成状況報告

- (1) 農業用リースハウスで営農する借受者は、達成状況報告書（農業用ハウスリース型様式2号）により、リース契約又は賃貸借契約した年度の翌年度から目標年度までの経営状況等を当該年度の翌々年度から毎年4月末までに市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、農業用リースハウスで営農する借受者から提出された達成状況報告書を取りまとめ（農業用ハウスリース型様式3号）、5月末までに農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

第12 事業の実施期間

令和3年度とする。